

洗濯機のホースの外れによる漏水事故が増えています!



★漏水事故:洗濯機からの水漏れにご注意ください!

エイワンちゃんからのお願い

- ① 入居時の洗濯機の設置は、業者に依頼しましょう!
- ② 洗濯が終わったら、必ず止水しましょう。開栓したままは、危険です!



洗濯機にこんな現象があると要注意!

- ・給水栓のゆるみ、接続部品(パッキン)のゆるみ
- ・お引越し時の設置不良
- ・排水ホース接続部のゆるみ、排水ホースの詰まり、亀裂
- ・排水トラップの詰まり

★給排水設備は、定期的な点検・お手入れが必要です。

漏水事故は、ご契約者様の被害だけではなく階下への被害が拡大する恐れがあります。洗濯が終わったら、蛇口を閉めましょう。また、洗濯機を回したまま外出されることが多いご家庭などは、安心して洗濯機が使えるように普段からこまめな点検・お手入れをしていただき、洗濯機用ニップル(止水弁付)等の設置をお勧めします。



★盗難事故多発中!!

空き巣の主な原因は
“鍵の掛け忘れ”です。

「マイページ」のご案内

★「マイページ」でできること

- ・ご契約内容の確認
- ・契約内容確認書(保険証券に該当するもの)の確認、印刷
- ・お引越し等での保険契約の解約や改姓・改名の手続き
- ・事故の際のご連絡

これらのことを、インターネットからご契約者様ご自身で行えます。また、24時間365日無料でご利用いただけます。

※内容により対応が後日になる場合がございます。(インターネット通信料はご契約様のご負担となります。)

■「マイページ」ご登録方法

- ① エイ・ワン少額短期保険 で 検索 か <http://www.a1-ssi.com/> でエイ・ワン少額短期保険のホームページにアクセスします。
- ② 「マイページログイン」をクリックします。
- ③ 後は画面の指示に従ってお進み下さい。

※ご契約が「マイページ」に反映されるまでお時間がかかる場合がございます。



盗難、火災、水漏れなど、事故が起きた場合は、
下記事故センターまでご連絡願います。

<事故センター>

☎ 0120-818-230

24時間365日受付

※土日祝日・月～金/午後5時～午前10時は受付のみとなります。

取扱代理店	担当者
エイ・ワン少額短期保険(株)の保険募集人(取扱代理店)は 保険契約締結の代理権を有しています。	

【賃貸入居者の皆様が、「安心でハッピーに暮らす」ための保険】

この保険は、賃貸住宅にお住まいの入居者様の、万一の事故に対応できる保険です。ご自身の家財物の補償や、火災・水漏れ事故などの第三者に対する賠償責任にも対応しています。賃貸入居者の皆様がハッピーになる保険、それが「賃貸入居者総合保険ハッピーワン」です。

2016年12月
【H-P-004】

賃貸入居者総合保険 ハッピーワン 『ご契約のしおり』

本保険商品は3つの補償+αで日常生活のリスクをカバーする、賃貸入居者のための保険です。



1. 商品内容 P1~2
2. お支払いする損害保険金と免責のご説明など P3~6
(保険金が支払われる事例・支払われない事例)
3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報) P7~14
4. 賃貸入居者総合保険普通約款及び特約集 P15~34

※ご契約の際は、ご契約のしおり(約款)の内容を必ずご確認ください。

※ご契約のしおりには、保険契約の内容が記載された「賃貸入居者総合保険普通約款及び特約集」と、保険契約について特に重要な内容が記載された「重要事項説明書」が入っています。

※保険契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合には、契約内容を被保険者にもお伝えください。

■ご不明な点や、お気付きの点、また契約内容の変更・解約や、お引越しなどのご連絡は…

《お客様サービスセンター》
0120-33-1788
月～金/午前10時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

■火災・水漏れ・盗難など、事故のご連絡は…

《事故センター》
0120-818-230
24時間受付(※土日祝日・月～金/午後5時～午前10時は受付のみとなります。)

近畿財務局長(少額短期保険)第2号

エイ・ワン少額短期保険株式会社



【大阪本社】〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 IS ビル 9F
TEL. 06(4964)5519 FAX. 06(4964)5518

札幌支店 関東信越支店 東京支店 名古屋支店 中四国支店 九州支店 沖縄支店 東北営業所 広島営業所

<https://www.a1-ssi.com>

f @a1kazai

t @a1_ssi

賃貸入居者総合保険ハッピーワンは、「1.家財補償」と「2.修理費用補償」と「3.賠償補償」がセットになっています。 日常生活に関わる様々なリスクに対応できる安心の「賃貸入居者総合保険」です。

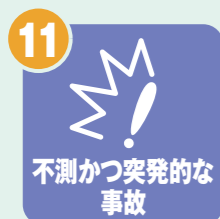
※スタンダードワンとライトワンでは補償内容が異なりますのでご注意ください。
※本保険商品内容は補償の概要を分かりやすく記載したものです。詳細は「賃貸入居者総合保険約款」をご覧ください。

家財補償 ★スタンダードワンプラン、ライトワンプラン共通

火災、落雷、破裂または爆発などの事故によって、被保険者が所有する家財に損害が生じた場合において、損害にあった家財と同程度のもを新たに購入するための再調達価額に基づき損害保険金をお支払します。

<p>1</p>  <p>火災</p>	<p>2</p>  <p>落雷</p>	<p>3</p>  <p>破裂・爆発</p> <p>ガス爆発など</p>	<p>4</p>  <p>風災・ひょう災・雪災</p> <p>台風や大雪など</p>		
<p>5</p>  <p>借用戸室外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊</p>	<p>6</p>  <p>水濡れ</p> <p>他人の戸室や給排水設備で生じた事故に伴う借用戸室の水濡れ ※水災による場合は除く</p>	<p>7</p>  <p>エアコンに生じた事故による水濡れ</p> <p>※家庭用電化製品に生じた損害に限ります ※1回の事故につき5万円限度</p>	<p>8</p>  <p>騒じょう</p> <p>騒じょう、集団行動、労働争議に伴う暴力行為や破壊行為</p>	<p>9</p>  <p>水災</p> <p>大雨などによる床上浸水 ※100万円または家財保険金額の20%のいずれか低い額限度</p>	<p>10</p>  <p>盗難</p> <p>盗難による盗取、き損または汚損 ※家財50万円限度、貴金属、美術品等は1個1組10万円限度 ※通貨10万円限度、預貯金証書50万円限度</p>

★11・12はライトワンプランでは対象となりません。



不測かつ突発的な事故によって家財物に損害が生じたとき
※保険の対象の自然の消耗や劣化、変色など対象外になる場合があります。
※30万円限度 免責3万円



持ち出し家財に①～⑩までの事故によって損害が生じたとき100万円または家財保険金額の20%のいずれか低い限度額
※通貨、預貯金証書の盗難を除く

家財評価額表

家財評価額表は、保険の対象となる家財の金額を評価するにあたって、目安として使用するものです。

世帯人数	1人	2人	3人	4人以上
簡易家財評価額	250～500万円	300～600万円	350～800万円	400万円～

併せて支払われる費用保険金

火災臨時費用保険金(破裂・爆発を含む)

火災、破裂、爆発事故により損害保険金が支払われる場合(損害保険金の5%。ただし10万円限度)

風災臨時費用保険金・雪災臨時費用保険金

台風や大雪などの事故により損害保険金が支払われる場合(損害保険金の5%。ただし10万円限度)

漏水臨時費用保険金

漏水などの事故により損害保険金が支払われる場合(損害保険金の5%。ただし10万円限度)

残存物取片づけ費用保険金

①から⑨までの事故による損害が発生し、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(損害保険金の5%限度)

失火見舞費用保険金

①または③の事故により損害保険金が支払われる場合において、火災、破裂、爆発により他人の所有物に損害を与えた場合(被災世帯数×5万円、ただし、家財保険金額の10%限度)

被災時転居費用保険金

家財損害保険金が支払われ、借用住宅が半損以上の損害を受け居住できなくなった際の転居費用(1回の事故につき20万円限度)

臨時宿泊費用保険金

①から⑧までの事故および⑩の事故により損害保険金が支払われ、かつ電気、ガス、水道、排水設備が使用不能で居住できなくなった際の宿泊費用(1泊あたり15,000円限度で14泊まで、1回の事故につき、合計15万円限度)

ストーカー被害時転居費用保険金

被保険者がストーカー被害を受け、借用戸室から転居をした際の転居費用(1回の事故につき10万円限度)

その他の特約

法人等契約の被保険者特約

契約者が法人等(※)の場合は被保険者が無記名で加入できるため、入居者変更の連絡が不要になります。※個人事業主を含みます。

転居時の借用戸室の契約特約

転居前借用戸室と転居後借用戸室でいずれもこの保険に加入し、賃貸借契約期間が重複している場合、転居前借用戸室の事故も保険金支払の対象となります。※30日間限度

修理費用補償

家財補償の①～⑧と⑩の事故によって借用住宅に損害が生じ、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、または緊急的に、自己の費用でこれを修理した場合に、保険金をお支払いします。ただし、火災・破裂・爆発・給排水設備に生じた事故に伴う水濡れによって貸主に対する損害賠償責任が生じた場合を除きます。

★さらに下記の内容もワイドに補償します

- ・窓ガラスの熱割れ
- ・ドアロックのいたずらや鍵の盗難などによるドアロック交換費用
- ・被保険者の死亡による損害(清掃、消臭、消毒費用含む)
- ・被保険者の死亡時の遺品の整理、運送、保管、廃棄などの費用
- ・水道管の凍結による破裂や亀裂での水道管の修理費用
- ・凍結した水道管の解氷費用
- ・水道管凍結の再発防止費用

※補償によっては支払限度額が設定されていますのでP20の、「お支払いする修理費用保険金」をご覧ください。

賠償責任補償

借家人賠償責任保険金

火災・破裂・爆発または給排水設備に生じた事故に伴う水濡れ、さらに窓ガラス、洗面ボウル、便器、浴槽に不測かつ突発的な事故によって借用住宅に損害を与え、被保険者が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、借家人賠償責任保険金をお支払いします。

★さらにスタンダードワンについては、下記の内容もワイドに補償します。

- ・不測かつ突発的な事故によって、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担する場合
- ・被保険者死亡時に家賃について、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担する場合(家賃6ヵ月分に相当する額または100万円のいずれか低い金額)

個人賠償責任保険金

日本国内で発生した、借用住宅の使用、管理または日常生活に起因する偶発的な事故によって、被保険者が他人にケガをさせたり、または他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、個人賠償責任保険金をお支払いします。

※補償によっては支払限度額が設定されていますのでP22の、「お支払いする賠償責任保険金」をご覧ください。

注)次のものは、保険の目的の範囲に含まれません。

●通貨、預貯金証書(盗難による損害を除きます。)、有価証券、印紙、切手等 ●貴金属、宝玉石、時計、カメラ、楽器およびバッグならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が30万円を超えるもの ●自動車、自動二輪車、原動機付自転車 ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿等 ●商品、営業用什器、備品など

注)自転車に生じた損害に対する損害保険金の支払いは1台につき5万円を限度とします。

※パンフレットに記載の内容は概要です。詳しい内容は、重要事項説明書、約款にて必ずご確認ください。

お支払いする家財補償保険金・費用保険金

賃貸入居者総合保険ハッピーワンは、**スタンダードワン** と **ライトワン** それぞれのプランで補償が異なります。

補償対象	支払額および支払限度
①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、ひょう災または雪災 ⑤借戸室外部からの物の落下、飛来、衝突、倒壊 ⑥給排水設備に生じた事故または、被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水、溢水による水濡れ	再調達価格により算出した損害の額とし、家財損害保険金額を限度とする ※貴金属、宝石、美術品などについては時価額 ※④借戸室またはその窓、扉その他開口部が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。 ※⑤雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙、その他これらに類するものの落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災、または水災を除きます。
⑦エアコンに生じた事故による水濡れ	1回の事故につき5万円限度※家庭用電化製品のみ対象
⑧騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	損害の額とし、家財損害保険金額を限度とする
⑨水災(床上浸水を被った場合)	1回の事故につき100万円または家財保険金額の20%のいずれか低い限度額
⑩盗難による盗取、き損または汚損	1回の事故につき50万円限度ただし、保険の対象のうち、貴金属、宝玉、宝石、時計、美術品等で、1個または1組の時価額が30万円以下のものについては1個または1組ごとに10万円を限度 1回の事故につき通貨：10万円限度、預貯金証書：50万円限度
⑪不測かつ突発的な事故	①～⑥、⑧～⑩の事故について自転車に生じた損害に対しては、1台につき5万円を限度 ※⑩の事故について、通貨、預貯金証書の盗難を除く
⑫持ち出し家財保険金	スタンダードワン 日本国内の借戸室以外の他の建築物内において①～⑩による事故による持ち出し家財への損害、1回の事故につき100万円または家財保険金額の20%のいずれか低い額限度 ※⑩の事故について、通貨、預貯金証書の盗難を除く ※ライトワンプランは、補償対象外となります。
火災臨時費用保険金・風災臨時費用保険金 雪災臨時費用保険金・漏水臨時費用保険金	損害保険金の5%に相当する額 ただし、1回の事故につき10万円限度 ※①、③、④、⑥の事故によって損害保険金が支払われるとき
残存物取片づけ費用保険金	実際に支出した費用とし、損害保険金の5%に相当する額を限度 ※①～⑨までの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を支出したとき
失火見舞費用保険金	損害が生じた被災世帯の数×5万円 ただし1回の事故に付き家財保険金額の10%限度 ※①または③の事故により損害保険金が支払われる場合
被災時転居費用保険金	①～⑩の事故により借戸住宅が半損以上 1回の事故につき20万円限度
臨時宿泊費用保険金	実際に支出した費用とし、1回の事故につき15万円限度(1泊につき15,000円限度で14泊まで) ※①から⑧、および⑩の事故によって損害保険金が支払われるとき
ストーカー被害時転居費用保険金	実際に支出した費用とし、1回の事故につき10万円限度

※パンフレットに記載の内容は概要です。詳しい内容は、重要事項説明書、約款にて必ずご確認ください。

賃貸入居者総合保険ハッピーワン

保険金お支払事例

家財補償 保険金をお支払いする事例

<p>火災</p>  <p>火災臨時費用保険金5%プラス ◎被保険者が台所から火災を起こし、被保険者の家財物が焼失した。 ◎隣室からの出火で延焼し、被保険者の家具や洋服が焼失した。</p>	<p>風災</p>  <p>風災臨時費用保険金5%プラス ◎台風により窓ガラスが割れ、雨の吹込みにより家電製品が壊れた。</p>	<p>漏水</p>  <p>漏水臨時費用保険金5%プラス ◎上階からの漏水により、被保険者の家財物が使用不能となった。</p>
<p>落雷</p>  <p>◎落雷により被保険者の家電製品が故障した。</p>	<p>盗難</p>  <p>◎窓から泥棒が入り、被保険者の家財物と現金が盗難にあった。 ※家財50万円、通貨10万円が限度額です。</p>	<p>不測かつ突発的な事故</p> <p>スタンダードワン</p>  <p>◎大型テレビを移動する際に、落として故障させた。</p>

保険金をお支払いできない事例

- ◎雨漏りにより布団が濡れた。
- ◎落雷により保存データが失われた。
- ◎路上に停めていた自転車が盗まれた。
- ◎地震で火災が発生し、被保険者の家財物が焼失した。
- ◎雨水の吹込みにより、テレビが故障した。
- ◎空き巣に入られ、50万円のブランドバックが盗まれた。

※30万円を超える貴金属、宝飾品、その他美術品は補償の対象外となります。
※(保険金を支払わない場合は)P18、19に記載されています。

その他 保険契約に関する内容

- ・保険期間について、保険期間開始日の0時に始まり、保険期間満了日の24時に終了します。
- ・契約に際し保険契約者の意向を確認させていただきます。所有家財の金額により適正な保険コースを選択してください。
- ・本保険契約は賃貸住宅の保険です。職務(仕事)で利用する備品(商品、営業用什器、設計書など)は対象外です。
- ・故意の事故や詐欺を目的とした請求については保険金をお支払いしません。
- ・満期時の保険契約更新は、保険期間満了日までに入金などの手続きが必要です。
- ・保険契約を解約した場合には保険料の返還があります。 ※返還額の計算方法は約款に記載されています。



お支払いする修理費用保険

賃貸入居者総合保険ハッピーワンは、**スタンダードワン** と **ライトワン** それぞれのプランで補償が異なります。

補償対象	支払額および支払限度
家財補償の損害保険金①～⑧、 ⑩の事故により、自己の費用で借戸室を修理した場合	100万円限度
借戸室の窓ガラスの熱割れにより修理した場合	スタンダードワン 100万円限度 ライトワン 3万円限度
借戸室での被保険者の死亡により居室を修理した場合 また、その際の遺品の整理費用	スタンダードワン 100万円限度 ライトワン 30万円限度
第三者のいたずらや、借戸室での鍵の盗難により ドアロックを交換した場合	スタンダードワン 100万円限度 ライトワン 3万円限度
凍結により専用水道管を修理した場合	スタンダードワン 30万円限度 ライトワン 20万円限度
凍結により専用水道管を解氷した場合	スタンダードワン 15万円限度 ライトワン 10万円限度
水道管凍結事故再発防止の為に改良をした場合	1万円限度

修理費用保険金

お支払いする賠償責任保険金

賃貸入居者総合保険ハッピーワンは、**スタンダードワン** と **ライトワン** それぞれのプランで補償が異なります。

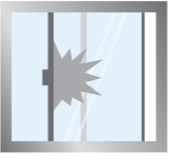
補償対象	支払額および支払限度
火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水等の水濡れによる損害で家主に法律上の損害賠償を負担する場合	1,000万円限度
窓ガラスの破損により損害賠償責任を負担する場合 ※外部と接している窓に限ります。	スタンダードワン 100万円限度 ライトワン 3万円限度
洗面ボウル、便器、浴槽の破損により損害賠償責任を負担する場合	スタンダードワン 100万円限度 ライトワン 5万円限度
被保険者の死亡により生じた、借戸室の修理、清掃、消臭、消毒費用や 遺品整理費用を負担する場合	スタンダードワン 100万円限度 ライトワン 30万円限度
借戸室が不測かつ突発的な事故により損害を受けたため 貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担する場合	スタンダードワン 1回の事故につき10万円限度 ※免責額3万円
被保険者の居室内死亡により貸主に対し、借戸室の家賃について 法律上の損害賠償責任を負担する場合	スタンダードワン 事故発生時の借戸室の家賃の6ヶ月分に 相当する額または100万円のいずれか低い額を限度
個人賠償責任補償 日本国内で生じた偶然な事故により他人の身体に障害を負わせたり、 他人の財物を損壊させ、損害賠償責任を負担する場合	1,000万円限度

※パンフレットに記載の内容は概要です。詳しい内容は、重要事項説明書、約款にて必ずご確認ください。

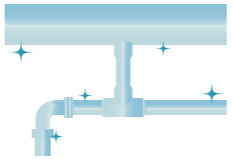
賃貸入居者総合保険ハッピーワン

保険金お支払事例


修理費用補償 保険金をお支払いする事例



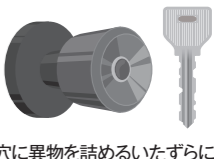
◎台風で窓ガラスが割れた。



◎専用水道管が凍結し、解氷作業を行った。



◎盗難でドアがピッキングされ破損した。




◎鍵穴に異物を詰めるいたずらに遭い、ドアロックを交換した。


保険金をお支払いできない事例

- ◎外出先で部屋の玄関ドアの鍵を紛失した。
- ◎壁やドアの釘穴を補修した。
- ◎老朽化による雨漏りで天井の修理をした。
- ◎地震によりガラスが割れた。 ※(保険金を支払わない場合はP20に記載されています。)


借家人賠償責任補償 保険金をお支払いする事例



◎被保険者のたばこの不始末で火災となり、借戸室を全焼させた。




◎洗濯機のホースが外れ、借戸室の床に損害を与えた。



◎入浴中に転倒して、浴槽を破損させた。

スタンダードワン




◎タンスを移動中に壁とドアを破損させた。

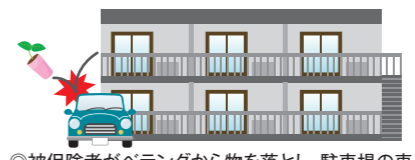
保険金をお支払いできない事例

- ◎タバコの火で床を焦がした。(火災に至らない場合は対象外となります。)
- ◎結露により、窓枠にカビが生えた。
- ◎備え付けの給湯器が故障した。
- ◎タバコなどが原因で壁紙が汚れた。
- ◎退去時に床や壁の補修を行った。(原状回復の費用は対象外)
- ※(保険金を支払わない場合はP22、P23に記載されています。)

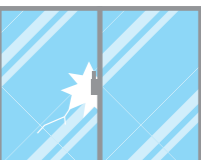
個人賠償責任補償 保険金をお支払いする事例



◎被保険者が洗濯機からの漏水事故により、階下の入居者の家財物に損害を与えた。



◎被保険者がベランダから物を落とし、駐車場の車(他人所有)にキズを付けた。



◎被保険者が共有部分のガラスを割った。

保険金をお支払いできない事例

- ◎自動車事故をおこし、他人にケガをさせた。(自動車事故は補償の対象外となります。)
- ◎排水管の老朽化による水漏れで、階下に損害を与えた。(老朽化が原因の場合、補償の対象外となります。)
- ◎勤務中に会社のコピー機を詰まらせて故障させた。(職務遂行中は補償の対象外となります。)
- ※(保険金を支払わない場合はP23に記載されています。)

A. 契約概要

この「契約概要」は「賃貸入居者総合保険」のご契約に際してその商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい重要な事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込みください。本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、弊社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

この保険は、賃貸住宅にお住まいの方を対象として、事故により所有する家財に損害が生じた場合、賃貸借契約に基づき賃貸住宅の修理費用等を負担した場合、偶然な事故により賃貸住宅の貸主に対して賠償責任を負担した場合および日常生活において他人に対して賠償責任を負担した場合等を補償するものです。

2. 補償の内容

I. 家財補償

約款の種類	保険金の種類	保険金を支払う場合（支払事由）	支払額および支払限度
普通保険約款	(1) 損害保険金	次に掲げる事故によって保険の対象について損害が生じたとき ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、ひょう災または雪災。ただし、借戸室またはその窓、扉その他開口部が直接破損した場合 ⑤借戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ⑥給排水設備に生じた事故または他戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災による場合は除く。 ⑦エアコンに生じた事故による水濡れ。ただし、家庭用電化製品の損害に限る。 ⑧騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑨水災。ただし、床上浸水を被った場合に限る。 ⑩盗難による盗取、き損または汚損 ⑪通貨または預貯金証書の盗難	①から⑥および⑧の事故 再調達価額（ただし、貴金属、美術品等については時価額）により算出した損害の額とし、保険証券記載の家財保険金額を限度 ⑦の事故 損害の額。1回の事故につき5万円限度 ⑨の事故 損害の額。1回の事故につき100万円または家財保険金額の20%のいずれか低い額限度 ⑩の事故 損害の額。1回の事故につき50万円限度 ただし、貴金属・宝玉石・宝石・時計・カメラ・楽器およびバッグならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が30万円以下のものについては、1個または1組ごとに10万円を限度 ⑪の事故 損害の額。1回の事故につき以下の額を限度 通貨：10万円限度 預貯金証書：50万円限度 ただし、①から⑩の事故（⑦を除く）で自転車に生じた損害に対しては、1台につき5万円限度
	(2) 臨時費用保険金	前記（1）の損害保険金の支払事由の①、③、④または⑥の事故によって損害保険金が支払われるとき	損害保険金の5% ただし、1回の事故につき10万円限度
	(3) 残存物取片づけ費用保険金	前記（1）の損害保険金の支払事由の①から⑨までの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を支出したとき	支出した費用とし、損害保険金の5%に相当する額を限度

普通保険約款	(4) 失火見舞費用保険金	前記（1）の損害保険金の支払事由①または③の事故の際に、次の①の事故によって②の損害が生じたとき ①借戸室から発生した火災、破裂または爆発 ②第三者の所有物の滅失、き損または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除く。	損害が生じた被災世帯の数×5万円 ただし、1回の事故につき家財保険金額の10%限度
	(5) 被災時転居費用保険金	前記（1）の損害保険金の支払事由に記載の事故によって損害保険金が支払われる場合において、その事故によって借戸室が半損以上となり、借戸室に居住できなくなって、転居先への引越し費用を支出したとき	1回の事故につき20万円限度
	(6) 臨時宿泊費用保険金	前記（1）の損害保険金の支払事由に記載の事故（⑨の水災を除く）によって飲用水、電気もしくはガスの供給停止または排水設備の使用不能の結果として借戸室に居住することができなくなったため、臨時宿泊費用を支出したとき	宿泊費用の額 1泊につき15,000円限度で14泊までとし、1回の事故につき15万円限度
	(7) ストーカー被害時転居費用保険金	ストーカー行為等を受けることを原因として、危険または不安等を覚え、保険期間中に警察等に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づいて申出等を行い受理された場合において、ストーカー行為等を避けるために警察等の受理日から90日以内に借戸室から転居し、転居先への引越し費用を支出したとき	1回の事故につき10万円限度
家財補償拡大特約【スタンダードワンプランに付帯】	(1) 損害保険金	普通保険約款（1）の損害保険金の支払事由に記載の①から⑪の事故以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象について損害が生じたとき	再調達価額によって定めた損害の額から免責金額（3万円）を差し引いた額とし、1回の事故につき30万円限度
	(2) 持ち出し家財保険金	被保険者によって借戸室から一時的に持ち出された保険の対象に、日本国内の借戸室以外の他の建築物内において普通保険約款（1）の損害保険金の支払事由に記載の①から⑩の事故によって損害が生じたとき	損害の額 1回の事故につき100万円または家財保険金額の20%のいずれか低い額限度

II. 修理費用補償

保険金の種類	保険金を支払う場合（支払事由）	支払額および支払限度	
		スタンダードプラン	ライトワンプラン
修理費用等保険金	(1) 借戸室に次のいずれかの損害が生じた場合において、被保険者が賃貸借契約等に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したとき。ただし、借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除く。 ①前I家財補償の（1）損害保険金の支払事由①から⑪までの事故（ただし、⑨の事故を除く）による損害 ②借戸室の窓ガラスの熱割れによる損害 ③借戸室内における被保険者の死亡による損害 (2) 次のいずれかの事由により被保険者が自己の費用で借戸室のドアロックの交換をしたとき	被保険者の負担した費用の額とし、プランごとに1回の事故につき以下の額を限度	
		(1) ①の損害 100万円限度 (1) ②の損害 100万円限度 (1) ③の損害 左記（4）の費用と合計して100万円限度	(1) ①の損害 100万円限度 (1) ②の損害 3万円限度 (1) ③の損害 左記（4）の費用と合計して30万円限度

①玄関ドアの鍵が借戸室内で盗難されたこと ②ドアロックに対する第三者の加害行為によりその機能の一部または全部が失われたこと	(2)の損害 100万円限度	(2)の損害 3万円限度
(3)借戸室の専用水道管に凍結が生じ、被保険者が次のいずれかの費用を負担したとき ①損害が生じた専用水道管の修理費用 ②凍結した専用水道管の解氷費用 ③凍結事故の再発防止のための専用水道管の改良費用	(3)①の損害 30万円限度 (3)②の損害 15万円限度 (3)③の損害 1万円限度	(3)①の損害 20万円限度 (3)②の損害 10万円限度 (3)③の損害 1万円限度
(4)借戸室内において被保険者が死亡し、借戸室の賃貸借契約等が終了する場合において、その被保険者に代わって遺品整理を行うべき者が被保険者の遺品整理のための費用を支出したとき	(4)の損害 左記(1)③の損害と合計して 100万円限度	(4)の損害 左記(1)③の損害と合計して 30万円限度

※1回の事故に対して支払う保険金の限度額は、家財補償のすべての保険金および修理費用保険金を合計して1,000万円となります。

III.賠償責任補償

約款の種類	保険金の種類	保険金を支払う場合(支払事由)	支払額および支払限度	
普通保険約款	(1)借家人賠償責任保険金	①借戸室が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により損害を受けたため、被保険者が借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき (a)火災 (b)破裂または爆発 (c)給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ ②借戸室の次のいずれかの部位が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する前①の(a)から(c)までの事故以外の不測かつ突発的な事故により損害を受けたため、被保険者が借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき (a)窓ガラス (b)洗面ボウル (c)便器 (d)浴槽 ③次のいずれかの費用について、被保険者が借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき ただし、これらの費用を負担すべき者が、事故通知日から30日以内にこれらの費用について修理費用保険金の請求を行わなかった場合に限る。また、この場合、損害賠償請求権者による当会社に対する保険金請求を認める。 (a)借戸室内における被保険者の死亡により生じた、借戸室の修理、清掃または消臭・消毒費用	〈賠償責任保険金の範囲〉に記載の損害賠償金および費用の合計額。プランごとに1回の事故につき以下の額を限度	スタンダードワンプラン ライトワンプラン
			①の損害 賠償証券に記載の借家人賠償責任保険金額を限度	①の損害 賠償証券に記載の借家人賠償責任保険金額を限度
			②(a)の損害 100万円限度 ②(b)から(d)までの損害 100万円限度	②(a)の損害 3万円限度 ②(b)から(d)までの損害 5万円限度
			③の損害 100万円限度	③の損害 30万円限度

普通保険約款	(b)借戸室内において被保険者が死亡し、借戸室の賃貸借契約等が終了する場合における遺品整理費用		
	(2)個人賠償責任保険金	日本国内において生じた次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき ①借戸室の使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	以下の〈賠償責任保険金の範囲〉に記載の損害賠償金および費用の合計額 ただし、1回の事故について支払われるべき借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金の合計額が1,000万円を超える場合には、1,000万円を限度
借家人賠償責任補償拡大特約【スタンダードワンプランに付帯】	(1)借家人賠償責任保険金	①借戸室の前(1)借家人賠償責任保険金②に記載の部位以外が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する前(1)借家人賠償責任保険金①の(a)から(c)までの事故以外の不測かつ突発的な事故により損害を受けたため、被保険者が借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき ②被保険者が借戸室内において死亡したことにより、借戸室の家賃について、被保険者が借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき	①の損害 〈賠償責任保険金の範囲〉に記載の損害賠償金および費用の合計額から免責金額(3万円)を控除した額。1回の事故につき10万円限度 ②の損害 〈賠償責任保険金の範囲〉に記載の損害賠償金および費用の合計額。事故発生時の借戸室の家賃の6か月分に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度

※1回の事故に対して支払う保険金の限度額は、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金を合計して1,000万円となります。

〈賠償責任保険金の範囲〉

- ①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金
- ②損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ④損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送その他緊急措置のために要した費用
- ⑤折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
- ⑥被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用

IV.保険金をお支払いできない主な場合

この保険で、保険金をお支払いできない主な場合は、次表のとおりです。一部のみを記載しておりますので、詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

各補償共通	修理費用補償
<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ・地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によって生じた損害 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の重大な過失または法令違反。なお、被保険者の自殺による損害は、故意もしくは重大な過失によって生じた損害には該当しないものとして取り扱う ・保険契約者、被保険者、借戸室の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ・壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部に生じた損害 ・玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、郵便受、宅配ボックス等共同に利用される物に生じた損害

家財補償	借家人賠償責任補償
<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の重大な過失または法令違反 ・保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ・保険事故の際における保険の対象の紛失または盗難 ・保険の対象が屋外にある間（専用駐輪場または一戸建敷地内の自転車、エアコンの室外機、洗濯機置場の洗濯機等を除く）に生じた事故 ・保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色等によって生じた損害 ・すり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または保険の対象の汚損 ・偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定により加重された損害賠償責任 ・借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ・借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質等によって生じた損害
	個人賠償責任補償
	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する者に対する損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

3. 主な特約とその概要

I 法人等契約の被保険者に関する特約

保険契約者が法人等の場合に適用し、被保険者を「保険契約者である法人等の従業員等で生活の本拠として借戸室に居住する者およびその者と生活の本拠として借戸室に同居する者」とすることができます。

II 包括契約特約

この特約が付帯された場合には、借戸室の所有者または管理業者が保険契約者となり、当該借戸室の入居者を包括して被保険者とする方式での引受を可能とします。

III 転居時の借戸室の取扱いに関する特約

被保険者が転居し、借戸室を保険期間の途中において変更する場合または転居前の借戸室にかかわるこの保険の保険契約を解約し、当会社と新たに保険契約を締結する場合に適用します。この特約により、変更前借戸室と変更後借戸室の賃貸借契約の契約期間が重複している間に限り、30日間を限度として、変更前借戸室と変更後借戸室の両方を借戸室として取り扱います。

4. 保険期間、保険責任の開始時期および満期継続

I 保険期間・保険責任の開始時期

この保険の保険期間は、加入コースにより1年間または2年間です。

当会社からの保険契約引受けの承諾があり、普通保険約款の規定に従い保険料をお支払いいただいたことを条件に、保険期間開始日の午前0時より、保険責任が開始します。

II 満期継続

- （1）保険契約の継続を行う場合には、保険期間満了日の30日前までに、保険契約者に対し継続契約の内容を通知します。
- （2）保険期間満了日までに、保険契約者から継続しない旨の申し出がない場合は、（1）の継続契約の内容により保険契約は継続します。
- （3）（2）にかかわらず、継続契約の保険料の払込期日（継続前の保険契約の保険期間満了日の属する月の翌月末日）までに継続契約の保険料の払込がない場合は、保険契約は継続されません。
- （4）保険契約が継続された場合には、当会社は、当会社所定の保険契約継続証を保険契約者に交付します。

5. 引受条件（加入プラン・コース）と保険料について

保険金額と保険料は加入プラン（スタンダードワンもしくは、ライトワン）と加入コースによって決定されます。

プランおよびコースの詳細はパンフレット等でご確認ください。

6. 保険料について

保険料のお支払いについては、保険契約申込書により指定された払込方法（月払または一括払）および経路（現金持参払（代理店払）・送金払・コンビニ払・口座振替払・クレジットカード払）で、ご選択いただいた加入コースの保険料をお支払いください。

※想定外の事象等が発生した場合には、当会社は保険料の増額を行うことがあります。「B注意喚起情報の11. その他法令などでご注意いただきたい事項について」をご確認ください。

7. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

8. 解約時の保険料の返還について

保険料の払込方法が一括払の場合で、保険期間の途中において保険契約を解約されたときは、ご契約の保険期間のうち、未経過期間に対応する保険料を普通保険約款に記載の当会社所定の方法により計算し、保険契約者に返還します。 ※計算結果が1,000円未満となる場合は、返還保険料はありません。

B. 注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みくださるようお願いいたします。
ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款および特約をご確認ください。

1. クーリングオフについて

I クーリングオフのお申し出方法

ご契約を申し込まれた日または本書面を受領した日のいずれか遅い日から8日以内（消印有効）（以下「クーリングオフ締切日」といいます。）までであれば、クーリングオフを行うことができます。クーリングオフされる場合はクーリングオフ締切日までに当会社に郵便にてご通知ください。

II ご通知いただく事項

クーリングオフのお申し出をされる場合は、次の必要事項をご記入の上、ハガキまたは封書で郵便にてご通知ください。

- （1）契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- （2）ご契約を申し込まれた方の住所、署名・押印（シャチハタを除く）、電話番号（ご連絡先）
- （3）ご契約を申し込まれた日の年月日
- （4）ご契約を申し込まれた保険の保険種類および申込書管理番号または証券番号
- （5）ご契約を取り扱った代理店名

◆宛先：〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場Sビル902

－ご注意－

- ・ご契約を取り扱った代理店では、クーリングオフを受け付けることはできませんのでご注意ください。
- ・すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、これを知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、クーリングオフの効力は発生せず、保険金は支払われてご契約は有効に存続するものとします。
- ・クーリングオフをされた場合には、すでにお払い込みいただいた保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、当会社および当会社代理店はクーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

2. 告知義務について

ご契約者または被保険者には、ご契約時に損害の発生に関する重要な事項のうち、当会社が申込書により告知を求めた事項（告知事項）について、正確に申し出ていただく義務（告知義務）があります。申込書記載いただいた告知事項と事実が異なっていた場合には、ご契約が解除され、保険金がお支払いできないことがあります。

3. 通知義務について

I ご契約いただいた後、次の変更が生じた場合には、ご契約者または被保険者は遅滞なく、当会社に通知していただく義務（通知義務）があります。

- （1）借戸室の用途を変更したこと。
 - （2）被保険者が借戸室に居住しなくなったこと。
 - （3）保険契約者が住所または通知先を変更したこと。
 - （4）（1）から（3）までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。
- （注）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において通知事項として定めたもの

II Iの事実の発生によってこの保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。また、この場合にIの事実に基づいて発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。

4. 保険責任の開始時期

「A契約概要の4. 保険期間、保険責任の開始時期および満期継続」をご参照ください。

5. 保険金をお支払いできない場合

「A契約概要の2. 補償の内容IV保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

6. 保険料の払込期日および払込猶予期間

I 保険料の払込期日および払込猶予期間は、払込方法（回数）および払込方法（経路）ごとに次のとおりとします。

- （1）払込方法（回数）が一括払の場合

払込方法（経路）	払込期日	払込猶予期間
①現金持参払（代理店払）	保険期間開始日の前日	設定なし
②送金払		
③コンビニ払		
④口座振替払	保険期間開始日の属する月の翌月末日	払込期日の属する月の翌々月末日
⑤クレジットカード払		

(2) 払込方法（回数）が月払の場合

保険料種類	初回保険料		第2回目以降の保険料	
払込方法（経路）	払込期日	払込猶予期間	払込期日	払込猶予期間
①口座振替払	保険期間開始日の属する月の翌月末日	払込期日の属する月の翌々月末日	保険期間開始日（注）の翌月以降毎月の応当日の属する月の末日	払込期日の属する月の翌々月末日
②クレジットカード払				

（注）継続契約の場合には、継続日とします。

Ⅱ I の払込期日内に保険料の払込がなかった場合で、払込猶予期間の設定がない場合には、この保険契約は保険期間開始日に遡って成立しなかったものとします。

Ⅲ I の払込期日内に保険料の払込がなかった場合で、保険料の払込猶予期間の設定がある場合には、払込期日の翌月および翌々月に再度、保険料（注）の請求を行います。これにより、払込猶予期間の満了日までに未払込保険料が払い込まれた場合には、保険契約は存続します。

（注）保険料の払込方法（回数）が月払の場合、未払込となっている保険料と当月分の保険料の合計額となります。

Ⅳ I の払込猶予期間の満了日までに未払込の保険料が払い込まれなかった場合、保険契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から失効します。

7. 保険契約の失効

保険期間開始日以後に、保険金の支払事由に該当せず（免責事由に該当した場合を含む）保険の対象の全部が消滅したときは、保険契約は失効します。

8. 事故が発生した場合について

I この保険で補償される事故が発生した時は、当社にご連絡ください。当社の事故受付の連絡先は下記をご覧ください。

Ⅱ 保険金を請求する権利は、支払事由が生じた日（賠償事故については賠償額が確定した日）の翌日から3年が経過すると時効により消滅しますのでご注意ください。

Ⅲ 賠償事故にかかわる示談交渉は必ず当社と相談いただきながらおすすめてください。

事故が起こったときの連絡先～事故受付専用フリーダイヤル
0120-818-230（24時間 365日受付）

9. 少額短期保険業者が引受可能な保険契約について

当社は財務局に登録された少額短期保険業者として次のⅠからⅢまでの全てに該当する保険の引受けを行っています。

Ⅰ 保険期間が2年以内

Ⅱ 1 被保険者についての保険金額の合計額が法令に定める金額以下

Ⅲ 1 保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が法令で定める上限総保険金額以下

10. 補償重複

ご契約者または被保険者が契約されている他社の保険契約等（共済契約、または異なる保険種類の特約を含みます。）に、すでにこの保険と同様の補償がある場合、補償が重複することがあります。この場合、補償が重複していても保険金は二重には支払われず、保険料が無駄になることがありますので、補償内容の差異や保険金額、ご契約の可否をご確認のうえでご契約ください。

この保険と補償が重複する主な例は、次表のとおりです。

（補償が重複する可能性のある主な例）

今回ご契約いただく補償	補償重複が生じる他の保険契約等の例
個人賠償責任補償	自動車保険、傷害保険等の個人賠償責任補償特約

11. その他法令などでご注意いただきたい事項について

I 保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、当社の定めるところにより保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

Ⅱ 保険金の支払事由に該当する場合でも、想定外の事象の発生等により、当社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めるときは、保険金を当社の定めるところにより削減して支払うことがあります。

Ⅲ 当社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険契約の継続時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

Ⅳ この保険が不採算となり、継続契約の引受が困難になった場合には、当社は、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

12. 少額短期保険業者が経営破綻した場合

少額短期保険業者が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」の行う資金援助等の措置の対象とはなりません。また、この保険は保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約には該当しません。

13. 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存です。なお、お客様の必要に応じ、当社が契約する指定紛争解決機関の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2 階
Tel 0120-821-144 Fax 03-3297-0755
受付時間:9:00～12:00、13:00～17:00
受付日:月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

14. 支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※本制度に参加している少額短期保険業者等につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。

http://www.shougakutanki.co.jp/

15. 個人情報の扱いについて

I 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

Ⅱ 個人情報の利用目的

当社は、保険契約の引受・管理保険金の支払い等の業務の遂行のために必要な範囲において個人情報を取得・利用します。

Ⅲ 個人情報の提供

当社は、当社業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（代理店を含む）に提供する場合、法令に基づく場合等の場合を除き、ご本人からの個人情報を外部に提供することはありません。

※当社の個人情報の取り扱いに関する詳細は、当社ホームページをご覧ください。

「契約概要」「注意喚起情報」に関する
お問い合わせ・ご相談・苦情・お問い合わせは

エイ・ワン少額短期保険株式会社

〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル9F
TEL.0120-33-1788 受付日時:平日10:00～17:00(土日祝・年末年始を除く)